

機構第 2471 号
平成 29 年 2 月 1 日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 浦野 道郎

再要請書に対する回答について

拝復 当機構あてお寄せいただきました平成 28 年 11 月 25 日付けの再要請書を拝見いたしました。
貴職からこのたびお申出いただきました再要請につきまして、下記のとおり回答します。

敬具

記

1 貴機構からの要請の趣旨

当機構回答書に添付された以下の各書面について、以下のとおり変更を求めます。

- (1) 「大切なご契約の確認をお願いします (添付 2)」という書面の 2 頁 6 の欄に「ご指定がない場合及び指定された方がすでに死亡している場合で、遺族に該当する方がおられない場合、相続人であるひ孫、甥、姪がおられても保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。
- (2) 「大切なご契約の確認をお願いします (添付 2)」という書面の 7 頁③の欄に「ご指定がない場合及び指定された方がすでに死亡している場合で、遺族に該当する方がおられない場合、相続人であるひ孫、甥、姪がおられても保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。
- (3) 「相続に関する基礎知識 (添付 4)」という書面の 3 頁に「遺族には孫の子、兄弟姉妹の子は含まれず、遺族に該当する方がおられない場合、孫の子、兄弟姉妹の子がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。
- (4) 「相続に関する基礎知識 (添付 4)」という書面の 4 頁に「旧簡易生命保険では、遺族に該当する方がおられない場合、相続人であるひ孫、甥、姪がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。
- (5) 「保険用語解説と用語の読替え (添付 5)」という書面の簡易生命保険契約の遺族の欄の最下段に「遺族には孫の子、兄弟姉妹の子は含まれず、遺族に該当する方がおられない場合、孫の子、兄弟姉妹の子がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取ることができません。」と明記することを求めます。

また、簡易生命保険とかんぽ生命保険の違いを分かりやすく説明し、契約者の契約がどちらにあたるのかの確認をうながす文章をつけ加えてください。

- (6) 「ご契約のしおり (添付 6)」という書面 35 頁の 13 行目以下に「なお、次の表に掲げる方がどなたもおられない場合には、あらかじめ、保険金受取人を指定していただくことをお勧めします。」と記載されておりますが、これを「なお、次の表に掲げる方がどなたもおられない場合には、保険金相当額は他の契約者の配当原資になりますので、あらかじめ、保険金受取人を指定してください。」

なお指定された保険金受取人がすでに死亡されている場合、指定がないこととなりますのでご注意ください。」という記載に変更することを求めます。

(7) 今回ご送付いただいた資料の他に大きな文字で「遺族には孫の子、兄弟姉妹の子は含まれず、簡易生命保険については、遺族に該当する方がおられない場合、孫の子、兄弟姉妹の子がおられても保険金受取人に指定されていないと、保険金を受け取れず、保険金相当額は他の契約者の配当原資となります。また、指定された保険金受取人がすでに死亡されている場合、指定がないこととなりますのでご注意ください。」と記載した1枚ものの注意喚起チラシを作成し、契約者に対して送付することを求めます。

2 1に対する回答

再要請の(1)から(5)までについては、簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」といいます。）において、遺族と相続人の違いについて説明を追記し、遺族に該当する方がおられない場合、相続人がおられても、保険金を受け取ることができないことをご理解いただけるように記載の見直しを行います。

再要請の(6)について、現在作成しているご契約のしおりに関しては再要請の(1)から(5)までと同様、遺族と相続人の違いについて説明を追記し、遺族に該当する方がおられない場合、相続人がおられても、保険金を受け取ることができないことをご理解いただけるように記載の見直しを行います。
(前回答（機構第1553号（28.9.29））の添付6（ご契約のしおり）は、平成18年に作成されたものであり、現在作成していないものです。）

再要請の(7)については、前述のとおりすべての契約者さまに対して送付する前回答の添付2（ご契約ハンドブック）に再要請の趣旨を踏まえた内容を追記するほか、前回答の取組み（「かんぽつながる安心活動」におけるお客さまへの訪問活動などを通じたご契約内容の確認）等により、お客さまが確実に保険金をお受け取りいただけるよう取り運んでいるところですので、現時点においては1枚ものの注意喚起チラシの作成、契約者さまへの送付はいたしません。これらの取組みの趣旨をお汲み取りいただき、ご理解を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

以上

連絡先：

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構
保険部業務課

電話番号：03-5472-7101（代表）